

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録
目 次

第 1 号（8月17日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	8
一般質問	23
閉会の宣告	27

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第169号
令和4年8月5日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 塚 本 竜 太 郎

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を招集する告
示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和4年8月17日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和4年8月5日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会

令和4年8月17日(水)

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)

日程第4 議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	後	関	俊	一	議員	3番	村	越	誠	議員		
4番	宗	川	洋	一	議員	5番	小	田	川	敦	子	議員
6番	円	谷	憲	人	議員	7番	小	易	和	彦	議員	
8番	植	村		博	議員	9番	日	下	み	や	子	議員
10番	土	屋	裕	彦	議員	11番	田	中	和	八	議員	
12番	塚	本	竜	太郎	議員							

欠席議員(1名)

2番 広 沢 修 司 議員

説明のための出席者

管	理	者	芝	田	裕	美	君		
副	管	理	者	太	田	和	美	君	
副	管	理	者	笠	井	喜	久	雄	君
監	査	委	員	吉	川	正	昭	君	
会	計	管	理	者	大	伯	昌	司	君
事	務	局	長	萩	原		勝	君	

事務局次長	有	泉	亨	君
事務局副参事	小	林	一	秀
総務課長	今	井	修	一
あじさい所長	有	泉	亨	君
しらさぎ所長	栗	原	稔	君
周辺整備室長	小	林	一	秀

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原	晃	一
白井市環境課長	竹	田	忠
鎌ヶ谷市クリーン推進課主幹	高	野	章

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	沼	中	裕	一	郎
総務課庶務係主任主事	菰	田	悠	介	

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和4年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に先立ち、報告いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定による令和3年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計継続費の報告及び地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和3年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計繰越明許費の報告については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、5番、小田川敦子議員、6番、円谷憲人議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくため、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案2件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

このたび新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、当組合では住民が生活を維持するために不可欠な廃棄物処理業務が滞ることのないよう、関係する廃棄物処理業者や各事業者への協力を求め、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行えるよう対策を講じていくとともに、現在行われているクリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事においても、工事が滞ることのないよう取り組んでいるところでございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢につきましては、利用人数制限を実施していた屋内プール及び浴場サウナを令和4年7月1日から段階的に利用人数を引上げ運用及び再開しているところでございます。一方で、昨今の感染者の状況を踏まえた対策も速やかに取れるよう、国や県の動向を注視しながら体制を整えているところでございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和4年度予算の歳入歳出にそれぞれ4,637万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を45億8,828万3,000円とするものでございます。

次に、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員の意見を付して、その認定を求めようとするものでございます。

決算の主な内容でございますが、歳入決算額は53億9,295万8,117円、歳出決算額51億5,592万4,001円で、歳入歳出差引額は2億3,703万4,116円で、令和4年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は1億4,052万5,006円となっております。

続きまして、主要な施策の成果のうち、主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、昨年度は年間約2万9,517トン、1日当たり約121トンのし尿及び浄化槽汚泥の搬入がありました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕等を実施し、昨年度は年間約3万4,610トン、1日当たり約115トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみの搬入がありました。

次に、周辺整備事業につきましては、廃棄物処理施設の周辺の環境整備のほか、都市公園第1期整

備エリアの一部を第1工区として工事に着手しております。また、都市公園第2期整備エリアに係る用地取得を一部完了しております。

なお、さわやかプラザ軽井沢につきましては、昨年度は新型コロナ対応として短縮営業や利用者数の制限を実施しましたが、前年度比2万5,491人増の12万1,342人、1日当たり384人の利用がございました。今後も組合施設の適正な管理、運営を行うとともに、安定操業に向け努力してまいります。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、議案第1号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額45億4,191万1,000円に、歳入歳出それぞれ4,637万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億8,828万3,000円とするものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、6款1項繰越金を4,637万2,000円増額補正するものでございます。

次に、歳出では、2款1項総務管理費を650万円増額、3款1項清掃費を1,251万7,000円減額、5款1項基金費を5,238万9,000円増額し、全体で4,637万2,000円増額補正するものでございます。こうしたことから、当初の歳入歳出予算45億4,191万1,000円を、歳入歳出それぞれ45億8,828万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入の詳細についてご説明いたします。

4ページ、5ページを御覧ください。6款1項1目繰越金につきましては、令和3年度決算の実質収支額が1億4,052万5,000円で確定したことから、当初予算計上額の9,415万3,000円を差し引いた4,637万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。人件費につきましては、人事異動などにより、2款1項1目一般管理費で650万円の増額、3款1項1目し尿処理費で12万1,000円の減額、2目ごみ処理費で762万円の減額。10ページ、11ページを御覧ください。4目周辺整備費で477万6,000円を減額するものでございます。

次に、5款1項1目財政調整基金費につきましては、歳入補正額4,637万2,000円と、歳出の2款1項総務管理費の増額補正額650万円及び3款1項清掃費の減額補正額1,251万7,000円を財政調整基金に積み立てるため、5,238万9,000円を増額補正するものでございます。

なお、歳入歳出の事項別明細につきましては、3ページから11ページに記載のとおりで、12ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第1号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（塚本竜太郎議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページの一番下の合計欄を御覧ください。歳入歳出の予算額につきましては、ともに56億8,451万8,660円でございます。

歳入決算額は53億9,295万8,117円で、予算額に対して2億9,156万543円の減、収入率は94.87%でございます。

歳出決算額は51億5,592万4,001円で、予算額に対して5億2,859万4,659円で、執行率は90.70%でございます。

歳入歳出の差引残高は2億3,703万4,116円でございます。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。歳入決算額について、1款から8款までを款ごとにご説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿処理事業、ごみ処理事業及び周辺整備事業等、諸事業の執行に伴う

組合構成団体からの負担金でございます。

予算現額、調定額及び収入済額は、ともに26億9,529万2,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機、電柱、さわやかプラザ軽井沢などの行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。

予算現額2億9,240万3,000円に対し、調定額及び収入済額はともに2億9,221万5,134円で、予算現額と収入済額との比較は18万7,866円の減でございます。

減収の主な要因は、コロナ禍の影響により行政財産使用料では、還元施設行政財産使用料の飲食がなくなったことによるものでございます。

3款国庫支出金は、ごみ処理費補助金及び周辺整備費補助金で、予算現額9億6,446万3,000円に対し、調定額8億6,206万2,000円、収入済額8億2,081万2,000円で、収入未済額4,125万円について、都市公園整備事業に係る繰越明許といたしました。減収の主な要因は、ごみ処理費補助金については、契約差金により事業費が減少したことによる補助金の減少によるものです。

4款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子及び財産売払収入で、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに4万5,400円で、予算現額と収入済額との比較は4万4,400円の増でございます。また、財産売払収入は、薬剤噴霧機を売り払ったことによるものでございます。

5款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したもので、予算現額、調定額及び収入済額はともに5,466万8,000円でございます。

6款繰越金は、前年度の繰越金で、予算現額1億2,224万660円に対し、調定額及び収入済額はともに1億2,224万1,144円で、予算現額と収入済額との比較では484円の増となっております。

7款諸収入は、総務管理、し尿、ごみ及び周辺整備事業に係る雑入で、予算現額2,535万1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに6,618万4,439円で、予算現額と収入済額との比較では4,083万3,439円の増となっております。増収の主な要因は、容器包装リサイクル協会からのPETボトル有償入札拠出金及び放射性物質対策に要した損害賠償金の収入によるものでございます。

8款組合債は、一般廃棄物処理事業債及び公共事業等債で、予算現額15億3,010万円に対し、調定額13億7,860万円、収入済額13億4,150万円で、収入未済額3,710万円については、都市公園整備事業に係る繰越明許としております。減収の主な要因は、施設延命化対策事業や都市公園整備事業の契約差金により事業費が減少したことに伴い起債額が減少したことなどにより、組合債全体で1億8,860万円の減となっております。

以上によりまして、歳入合計は、予算現額56億8,451万8,660円に対し、調定額54億7,130万8,117円、収入済額53億9,295万8,117円で、収入未済額7,835万円については、都市公園整備事業に係る繰越明許とし、予算現額と収入済額との比較は2億9,156万543円の減となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、10ページから23ページに記載のとおりでございます。

次に、歳出決算額についてご説明いたします。

6 ページ、7 ページを御覧ください。1 款議会費は、予算現額226万3,000円に対し、支出済額157万3,288円、不用額は68万9,712円でございます。不用額の主な要因は、組合議会視察研修を実施しなかったことによるものでございます。

2 款総務費は、予算現額8,046万2,000円に対し、支出済額7,903万9,524円、不用額は142万2,476円でございます。不用額の主な要因は、一般職人件費の支出の減少などによるものでございます。

3 款衛生費は、し尿処理、ごみ処理、共同化処理、周辺整備の業務経費を合計した金額でございます。予算現額54億1,132万6,523円に対し、支出済額49億534万7,446円、翌年度繰越額4億2,776万110円、不用額7,821万8,967円でございます。不用額の主な要因につきましては、し尿処理費では、需用費の消耗品費及び委託料の契約差金などによるものでございます。

なお、アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費では、6,356万9,000円を繰越明許しております。

ごみ処理費では、需用費の消耗品費等の契約差金が発生したこと、委託料では定期分析業務委託の契約差金が発生したことによるものでございます。

なお、ごみ処理費では、継続費を設定した施設延命化対策事業で2億6,080万8,710円を繰越明許しております。

共同化処理費では、資源化処理業務委託や定期分析業務委託及び不燃ごみ等分別破碎業務委託の契約差金などによるものでございます。

周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢の修繕料に係る契約差金などによるものでございます。

なお、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費では830万5,000円、都市公園整備事業では9,507万7,400円を繰越明許しております。

4 款公債費は、平成26年度及び平成27年度に実施したダイオキシン類対策事業、令和2年度の施設延命化対策事業及び令和元年度からの都市公園整備事業に係る地方債償還金でございます。予算現額1億4,236万3,000円に対し、支出済額1億4,210万343円、不用額は26万2,657円でございます。

5 款諸支出金は、財政調整基金と周辺地域整備基金への積立金でございます。予算現額2,786万4,000円に対し、支出済額2,786万3,400円、不用額は600円でございます。

6 款予備費につきましては、当初3,000万円で予算計上していましたが、周辺整備費に975万9,863円を充当したことから、予算現額は2,024万137円となり、不用額は2,024万137円でございます。

以上によりまして歳出合計は、予算現額56億8,451万8,660円に対し、支出済額は51億5,592万4,001円、翌年度繰越額4億2,776万110円、不用額は1億83万4,549円でございます。

なお、歳出決算の事項別明細につきましては、24ページから57ページに記載のとおりでございます。

次に、61ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2億3,703万4,116円、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費繰越

越額790万7,710円、繰越明許費繰越額8,860万1,400円、実質収支額は1億4,052万5,006円でございます。

次に、64ページ、65ページを御覧ください。財産に関する調書でございます。1の公有財産につきましては、土地については4,802.71平方メートルの増となっており、建物の増減はありません。

2の物品につきましては、決算年度中に小型乗用車を軽貨物自動車に買換え、また小型特殊自動車（薬剤噴霧機）1台を売り払った結果、決算年度中に1台減となっております。

3の財政調整基金につきましては、2,444万1,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は1億6,284万7,000円となっております。

また、4の周辺地域整備基金につきましては236万3,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は2,215万9,000円となっております。

次に、主要な施策の成果に関する説明書、決算審査意見書及び歳入歳出決算の概要につきましては、配付のとおりでございます。

以上で、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

次に、吉川監査委員より本決算監査について報告を求めます。

○監査委員（吉川正昭君） それでは、令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る7月15日に、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。審査に当たりましては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございます。審査に付された書類は、いずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理についても、各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも事業の推進に当たり経費の節減に努めるとともに、最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたしました。

また、基金運用状況の審査結果については、決算審査意見書の19ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございます。関係書類と符合し正確であり、適切に運用されていることを認めました。

以上、監査委員報告といたします。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について質疑を認めます。

初めに、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市の共産党の日下みや子です。議案第2号、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

まず、1点目なのですが、決算書で質問しますので決算書をご用意ください。決算書の21ページ、雑入について2点伺います。1、共同化処理費分が予算2,480万4,000円から、決算において5,476万4,671円へ約3,000万円増額されたのはどんな事情によるものか。

2、周辺整備費分として、令和2年度損失補償金の一部返納金349万113円が計上されています。内容を説明いただきたいと思います。

2点目ですが、同じく決算書の21ページの弁償金についてです。放射性物質対策の損害賠償金は、総額で幾ら支払われたのか。また、今後の動向についてはどうか伺います。

3点目、決算書の27ページの人件費です。一般職と会計年度職員の令和3年度の人件費と、ここ3年間の人件費の動向についてお示しいただきたいと思います。

4点目、決算書の35ページ、し尿処理費、アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費の焼却灰資源化処理業務委託124万4,430円は、予算には計上されていませんでしたけれども、どんな事情によるものか伺います。

5点目の決算書の41ページ、施設延命化対策事業、予算において工事請負費が22億3,281万8,000円、これが決算で19億9,237万50円になったのはどんな事情によるものなのか。

6点目、決算書49ページ、さわやかプラザの経費について2点伺います。1、指定管理料1億2,198万7,110円は、過去の指定管理料と比較してどうか。

2、さわやかプラザ軽井沢の利用状況や利用者の評価はどうか。

7点目、決算書の49ページ、都市公園整備事業、用地取得の進捗状況はどうか。

以上7点、お願いします。

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） ご質問の1点目、共同化処理費分の予算2,480万4,000円が、決算で5,476万4,671円に増額となった理由でございますが、主な要因といたしましては、ペットボトル有償入札拠出金におきまして、拠出金の額は年度により変動が大きいことから、これまで当初予算では柏市分と鎌ヶ谷市分にそれぞれ1,000円を計上しておりましたが、決算では柏市分659万1,070円、鎌ヶ谷市分1,620万5,652円と拠出金が確定したことで増額となっております。

なお、近年ペットボトル有償入札拠出金については、多額の収入があることから、令和4年度当初予算よりペットボトル有償入札拠出金の収入があることを見込み、一部を予算計上しております。

次に、令和2年度損失補償金の一部返納金でございますが、令和2年度に本組合からさわやかプラザ軽井沢指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、施設休館に伴う損失補償1,054万2,900円を支出したところ、令和2年度分に係る国の雇用調整助成金の給付を指定管理者が受けられたことから、助成金相当額349万113円の返納を受けたものでございます。

ご質問の2点目、放射性物質対策の損害賠償金の総額と今後の動向でございますが、放射性物質対策に要した損害賠償金については、平成23年度から令和2年度分までの10年間の累計で、し尿処理事業分で250万7,354円、ごみ処理事業分として5,105万9,612円となり、総額で5,356万6,966円となっております。

今後の動向については、現在、令和3年度分に係る損害賠償金を東京電力ホールディングス株式会社と協議をしているところでございます。

ご質問の3点目、一般職と会計年度任用職員の人件費の動向でございますが、一般職人件費については、給料及び職員手当等で申し上げますと、令和元年度、1億6,623万3,575円、令和2年度、1億6,435万6,232円、令和3年度では1億6,010万8,085円となっております。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例により、3級職以上の職員を対象に4月から9月の間、給料月額を2%減額しております。

また、一般職の月例給の改定はなく、期末・勤勉手当の支給割合については、令和元年度、4.50月分、令和2年度及び令和3年度は4.45月分で支給しております。

なお、令和3年度については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等により、4.30月分に引き下げられており、令和4年6月支給分にて調整しております。

次に、会計年度任用職員の人件費については、会計年度任用職員制度を令和2年4月1日から開始しており、報酬及び期末手当等で申し上げますと、令和2年度、901万4,443円、令和3年度、953万5,706円となっております。

また、会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、令和2年度、令和3年度は、2.60月分となっております。

ご質問の4点目、アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費の焼却灰資源化処理業務委託を当初予算に計上しなかった理由でございますが、令和3年度当初予算では、焼却灰を従前のおり、最終処分場で埋立てによる処分を行う予定でしたが、11月に埋立てが完了したことから、それ以降は資源化による処理方法へと変更を行ったため、当初予算には計上できなかったものでございます。

ご質問の5点目、施設延命化対策事業における工事請負費を、当初予算22億3,281万8,000円に対して、決算額が19億9,237万50円となった理由でございますが、施設延命化対策事業の工事請負費については、令和3年度予算額22億3,281万8,000円に対し、契約上の年割額は22億1,374万4,500円となっております。また、本契約については、継続費に係る契約の特則により各年度の支払い限度額が定められており、令和3年度の支払い限度額については、年割額22億1,374万4,450円に対し、その9割に当

たる19億9,237万50円と定められております。工事請負費については、契約差金と契約上の年割額と支払い限度額の差額があり、これらが繰り越しされていることによるものです。

なお、令和3年度の年割額と支払い限度額の差額については、工事完了後に支払う予定となっております。

ご質問の6点目、さわやかプラザ軽井沢における指定管理料1億2,198万7,110円の決算額と過去の指定管理料との比較でございますが、現指定管理期間の令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理料は6億1,000万円、年額では1億2,200万円でございます。前指定管理期間の平成27年度から令和元年度までの5年間の指定管理料は5億1,020万円で、年額では約1億200万円でございますので、約2,000万円の増額でございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢の利用状況でございますが、令和3年度は、コロナ禍における制限付きでの運営、国や県の要請に基づく時短営業及び浴室天井改修工事期間中の浴室利用休止での施設運営を実施したところですが、前年度比2万5,491人増の12万1,342人の方にご利用いただきました。

利用者の評価については、総合的満足度ではおおむね良好な評価をいただいているところでございます。

ご質問の7点目、都市公園整備事業における用地取得の進捗状況でございますが、令和3年度末時点における用地取得面積については、全体計画用地の取得面積5ヘクタールのうち約1.7ヘクタールを取得しております。取得済み用地の内訳は、第1期整備エリアが約1ヘクタール、第2期整備エリアが約0.7ヘクタールとなっております。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、1点目の周辺整備費なのですけれども、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者への損失補償の内訳はどんな内容か、お示しいただきたいと思っております。

2点目、放射性物質対策の損害賠償金については、支払われた賠償金は実態の損害額に比べて相当の額なのか伺います。

それから、6点目のさわやかプラザ軽井沢の経営について2点伺います。1は、さわやかプラザ軽井沢の収支報告書を御覧いただきたいと思っております。お手元に皆さん、資料置いていただいておりますので、さわやかプラザ軽井沢の収支報告書を御覧いただきたいと思うのですけれども、一番下に収支決算が出ていると思うのですが、令和3年度の収支決算は1,275万9,863円となっております。赤字です。過去の収支報告書を振り返って見たのですけれども、令和2年度はゼロ、その先、令和元年度は894万4,151円の赤字なのですね。さらにまた、1年先の平成30年度も1,173万8,132円の赤字です。さらにその前、平成29年度も798万3,375円の赤字と、5年連続の赤字続きの状況についてどのように捉えているのか伺います。

2、利用者アンケートも置いていただきましたので御覧いただきたいのですけれども、この利用者アンケート、指定管理者さんが年、3か月ごとに4回取っておるのですね。4回のアンケートの関係なのですから、年間4期のアンケートで、いずれもプールの水温、室温及び温浴施設の室温とお

湯の温度についてのところを御覧いただきたいと思うのですけれども、いずれも4回とも利用者の20%、どちらも20%から30%の間ですね、寒いと回答しているのですね。これについてどのような見解か、お伺いしたいと思います。

7点目の都市公園整備事業について伺います。計画では、概算事業費20億6,000万円のうち、用地費は11億7,983万円と示されています。全体計画の取得面積5ヘクタールのうち、現在取得の約1.7ヘクタールに係る用地費は幾らなのか、お示ししたいと思います。

また、この全体事業費なのですから、当初約15億5,000万円から17億8,000万円、さらに20億6,000万円と増額されてきた経過があります。今後事業費が変更することはないか、確認したいと思いますのでお願いしたいと思います。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢及び都市公園整備事業についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、指定管理者への損失補償の内訳についてでございます。損失補償額975万9,863円につきましては、指定管理者の収支における施設の維持管理に要した経費1億9,248万1,443円から利用料金等の収入4,517万1,317円、指定管理料1億2,200万円及び余熱の供給が予定どおり行われなことで生じる追加費用の負担として、余熱供給補填279万400円を差し引いた金額2,251万9,726円を損失補償金の基準額といたしまして、指定管理者との協議の結果、975万9,863円を新型コロナに関連する損失として補償したものでございます。

次に、ご質問の2点目、さわやかプラザ軽井沢の経営についてお答えいたします。初めに、さわやかプラザ軽井沢の収支報告書で赤字の状況をどう捉えるかについてでございますが、事業者の努力、収入減の課題解決に向けた取組が重要であると考えてございます。しかしながら、現在の指定管理業務を開始した令和2年度以降、コロナ禍に伴う制限付き運営を余儀なくされているところであり、事業者の努力だけでは解決に向けた取組が難しいことも考えられるとこのことでございます。コロナ禍の状況を踏まえ、事業との連携を図りつつ、適正な収支の確保に努めてまいります。

次に、利用者アンケートに係るプール及び浴室の水温、室温についてでございますが、水温につきましては、通常プールは30度、風呂は40度を設定温度とし、適正な水温管理に努めておりますが、体感温度には個人差があり、冷たい、ぬるいといったご意見がございます。室温につきましては、プール及び浴室ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、窓あるいは出入口の一部を開放して換気を実施していることも一因であると考えてございます。プールにつきましては、休憩時間など、プールサイドに滞留する利用者の体温低下を防ぐため、制限付きではございますが、令和3年12月1日より採暖室及びジャグジー等の利用を再開したところでございます。

次に、ご質問3点目、都市公園整備事業に係る用地費及び事業費についてお答えいたします。初め

に、用地取得済みの約1.7ヘクタールに係る用地費でございますが、約1億9,851万円でございます。

次に、事業費でございますが、概算事業費20億6,000万円につきましては、今後予定している用地取得に伴う移転補償費を外観からの目視による概算補償費として算出しておりますので、詳細に調査した結果、事業費に変動を生じることも考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 総務課長。

○総務課長（今井修一君） 私のほうからは、2点目のご質問、放射性物質対策の損害賠償金についてご説明させていただきます。

当組合におきまして、これまで請求いたしました賠償金につきましては、全額賠償されていることから、実態の損害額に比べて相当の額であると考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） こんにちは。白井市の小田川敦子です。通告に従いまして、議案第2号の質疑を行います。3項目、5点の質疑をいたします。

まず1項目、決算書の歳出のページ、46、47ページにありますさわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費です。この中の委託料にある財務分析業務委託の委託内容と結果について伺います。

2点目、補償、補てん及び賠償金の中にある補償金の積算根拠について伺います。

2項目めで、決算書の歳出のページ、48、49ページにあります藤ヶ谷ふれあいセンターの維持管理運営に要する経費、これについて、1点目、施設の設置目的とその成果について、令和3年度における組合の評価結果をお示してください。

次、3項目めです。1点目の財産についてです。決算書は64ページになります。1点目、財政調整基金が、令和3年度中に2,444万1,000円減少した理由をお示してください。

2点目、周辺地域整備基金が、令和3年度中に236万3,600円減少した理由についてお示してください。

一部先に質疑をされた日下議員とかぶる項目がありますけれども、通告どおりに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費についてお答えいたします。

財務分析業務委託の委託内容と結果についてでございますが、委託内容につきましては、指定管理

者の代表企業であるシンコースポーツ株式会社及び構成団体であるシンコーファシリティーズ株式会社が、さわやかプラザ軽井沢の指定管理業務を安定して行える事業者であるかにつきまして、客観的な立場から経営分析を行うものでございます。分析結果につきましては、シンコースポーツ株式会社及びシンコーファシリティーズ株式会社ともに安全性、収益性でおおむね問題はないと評価されているところでございます。

次に、損失補償金の積算根拠についてでございますが、基本協定書において不可抗力によって発生した費用の負担については、指定管理者と本組合とで協議を行い、不可抗力の判定や費用負担を決定することと規定されており、協議の結果について損失補償に関する協定書を締結し、補償したところでございます。

次に、藤ヶ谷ふれあいセンターの設置目的とその成果についてお答えいたします。藤ヶ谷ふれあいセンターは、地域住民の交流の場を確保し、住民福祉の増進と文化向上を目的とした多目的施設として、廃棄物処理施設建設時の藤ヶ谷地区住民からの要望の一つとして建設した地域還元施設でございます。

令和3年度の成果につきましては、利用団体数19団体、利用者数80人のご利用をいただいたところでございますが、コロナ禍以前と比較いたしますと約10分の1以下となっており、対前年度比でも15団体、66人の減となったところでございます。新型コロナウイルス感染症防止策による利用制限付きでの運営にご協力いただける団体等に限定されていることから、利用者数の減少もやむを得ないものと考えております。こうした中、当施設では、感染防止対策を図りつつ、藤ヶ谷地区をはじめとする地域住民の交流の場として利用されているところでございます。

最後に、財政調整基金と周辺地域整備基金についてお答えいたします。財政調整基金の目的につきましては、地方債の繰上償還、その他財源の不足を生じたときなど、財源調整の必要があるときのために積み立てるものでございます。令和3年度は、当初予算における歳出、5款諸支出金の予算額1,000円を計上し、当初予算で5,230万3,000円繰り入れたことから減額、令和3年度8月補正予算で人件費及び繰越金の調整として4,927万7,000円の増額、令和3年度11月補正予算の財源として2,141万6,000円使用したことから減額となった結果、2,444万1,000円減少したものでございます。

また、周辺地域整備基金が減少した理由でございますが、周辺地域整備基金につきましては、歳出、3款衛生費、4目周辺整備費における周辺地域整備事業に要する経費内の緩衝緑地管理業務委託の財源としておりますが、当初予算として236万5,000円を緩衝緑地業務委託として繰り入れたことから減額し、財産収入として周辺地域整備基金利子が1,400円増額したことから、236万3,600円減少したものでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の再質疑を行います。

まず、財務分析業務委託についてなのですが、評価についてお示しありがとうございました。経営分析の結果は、おおむね問題ないとの評価でしたけれども、コロナ禍の長期化により経営不振は全国的に問題になっております。国も支援策を講じている状況です。令和元年に実施した財務分析結果では、このシンコースポーツについて、総資本経常利益率はこの3年間連続して低下し、収益性は悪化している、今後も業績には十分注意が必要であるという指摘がありました。この令和元年というのは、コロナの影響が出る直前ということになります。コロナの影響がない状態でも業績に注意が必要という結果が出ているのですね。このことからこの決算において、もう少し詳しい分析内容をご紹介いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、補償金について、損失補填額について再質疑を行います。指定管理者への委託料のうち全体の損失に対して、組合が不可抗力として認めた部分と認めなかった部分について、ご説明をお願いいたします。

次に、藤ヶ谷ふれあいセンターについて質問いたします。まず1点目、利用者団体数の実績19団体というのは、資料のほうを見ますと延べ人数になっています。年間の延べの利用団体数となっておりますので、こちらが実としての利用団体数はどうであったか伺います。

2点目、その前年度決算において、去年の決算ですね、当該施設の今後の運営について検討が必要ではないかと、私は質問しております。その結果、検討はないというご答弁でした。令和3年度において何らかの検討はありましたでしょうか、お示してください。

次に、財政調整基金について質問いたします。令和元年度分から当該年度の補正財源として、合計1億6,000万円を上限として確保するものとしています。これは上限額を運用のために確保しておく額と考えたときに、令和3年度末の残高がぎりぎりな額ではないかと思えます。そこでお聞きいたしますが、基金管理における令和3年度の協議内容や課題について、お示しをお願いいたします。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢及び藤ヶ谷ふれあいセンターについてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、指定管理者の財務分析の結果についてでございました。代表企業のシンコースポーツ株式会社につきましては、収益性の分析では、コロナ禍の影響が事業にどのような影響を及ぼすかは不明で注視する必要があるとされており、安全性の分析では、自己資本比率について、安全性、健全性でおおむね問題になるレベルではない、流動比率につきましてもほぼ安全なレベルにあるとの評価がされております。構成企業のシンコーファシリティーズ株式会社につきましては、収益性の分析では最終利益は増益となっているとされており、安全性の分析では、自己資本比率について、安全性、健全性に問題はない、流動比率についても安全性に問題はないとの評価がされているところでご

ざいます。

次に、ご質問の2点目、指定管理者への損失補償についてお答えいたします。全体の損失に対して不可抗力として認めた部分と認めなかった部分についてでございますが、指定管理者の収支における全体の損失額は2,251万9,726円でございます。これは、指定管理者の収支における施設の維持管理に要した経費1億9,248万1,443円から、利用料金等の収入4,517万1,317円、指定管理料1億2,200万円及び余熱の供給が予定どおり行われないうことにより生じる追加費用の負担として、余熱供給補填279万400円を差し引いた金額でございます。この損失額2,251万9,726円を基準に、令和3年度は臨時休館を行わなかった状況、令和2年度と比較して時短営業の期間が短縮されたこと及び人数等の制限が緩和された状況を踏まえ、指定管理者と協議した結果、975万9,863円を不可抗力により発生した費用として補償したものでございます。

次に、ご質問の3点目、藤ヶ谷ふれあいセンターの運営についてお答えいたします。初めに、利用団体数の実団体数でございますが、コロナ禍の影響により、延べ利用団体数19団体における実利用団体数は2団体でございます。

次に、施設運営に関する検討についてでございますが、感染防止策を講じての運営をするに当たり、対人間隔を考慮した人数制限及び活動内容の制限をかけたことから、緩和の検討が難しい状況でございました。施設の維持管理につきましては、令和2年度と同様に経常経費における人件費単価の上昇の対応をしたものの、施設について特に大きな修繕の必要がなかったことから検討してございませんでした。今後につきましても、地域還元施設として適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 総務課長。

○総務課長（今井修一君） それでは、基金管理についてお答えしたいと思います。

財政調整基金につきましては、当初予算時において突発的な修繕や社会情勢の変化に対応するための補正財源として、し尿処理事業分として2,000万円、ごみ処理事業分として4,000万円、また、周辺整備事業分については突発的な用地購入などに対応することを考慮し、1億円を上限として従前どおり確保できたため、令和3年度中の協議は行っておりません。

また、今後の基金管理につきましては、当初予算での繰入れや補正予算の財源としていることから、その年度の状況によりまして増額または減額するものであるため、過去の状況や今後の事業内容を考慮しながら構成市と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 最後の質疑に関しては、意見ということでまとめて申し上げたいと思います。意見は4点ございます。

まず1点目、指定管理者の財務分析業務委託についてです。過去、当組合では、指定管理者は経営

上の理由から契約途中で撤退したという経験があることから、コロナ禍における経営について、私は毎年質疑を行い確認をしております。令和3年度においては、収益性、安全性、健全性でおおむね問題はないということでしたが、代表企業のシンコースポーツ株式会社の収益性については気になる指摘がありました。その内容は、コロナ禍の影響が事業にどのように影響を及ぼすかは不明で注視が必要であるということですので、そのように注視をし、ご対応いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、指定管理者の損失補償金についてです。損失補償金については、決算の数字だけでは企業努力が見えてきません。頑張ったけれども、収益が上がったのか、あるいは下がったのか、そういったところが、コロナの影響なのか企業努力なのか、精査する必要があると思っております。本来収益性を高めなければならないところも補償金で補填していないかどうかという点を確認したいと思っておりました。基本協定書を見ると、不可抗力による補償金の算定基準は協議事項となっております。今回のこの損失補償金も、コロナ禍という災害に対しての協議事項の対象となっております。答弁では、全体の損失に対して不可抗力と認めた割合は43.3%、975万9,863円、これが決算書に上がっている数字ですけれども、これが全体の損失に対しての43.3%の額になります。この金額の算定基準、ご答弁のほうでは、感染予防のための施設側の受入れ制限をしたこと、それに伴う利用者の減少、収入が減少した状況を基準にしたことで、考え方としては妥当性があると判断いたしました。しかしながら、さわやかプラザ軽井沢は、先ほど日下議員の質疑の中でも細かく申し上げていただきましたけれども、過去赤字経営が続いております。令和2年度においては損失補填が採用されたことで差益がプラス・マイナス・ゼロになりましたが、本年度、令和3年度はまた赤字に戻っています。今後においても適正な不可抗力の判定と費用負担の決定を念頭に置き、必要に応じた協議をお願いしたいと思います。

次に、藤ヶ谷ふれあいセンターについてです。こちらの決算額136万1,898円に対し、使用料収入は3,800円、差引きの維持管理費用は135万8,098円ということです。もちろんこちらのセンターは営利を目的としているものではないと思っておりますけれども、利用者減に対しての使用料収入はこのように低い、低迷している状態です。ただし、この決算額の中には人件費単価の上昇対応分含まれているということで、この点においてはきちんと対応していったよかったと思っております。しかしながら、実績から見ると、引き続き施設が活用されていない状況が読み取れます。感染防止対策として利用制限は必要であることは分かりますが、結果使えない、使いづらい状態のままということが気になります。今のままでこの設置目的は達成しているのか、地域還元施設として意味があるのでしょうか、問いただしたいと思っております。昨年の決算質疑において、維持管理については必要が生じた場合には、地域の皆様のご意見を伺いながら検討すると答弁がありました。必要なこと、それは今の状況をどうするかを検討ではないのでしょうか。施設に求められているものは何か、施設の在り方について、地域住民の皆様の意見を確認しながら進めていくことを要望いたします。

最後に、財政調整基金についてです。平成24年からの推移を見ていくと、増やして減って、増やし

て減ってを交互に繰り返しながら基金は徐々に減少しています。令和3年度決算においては、今年度のこの決算ですね、基金は減少した年ということになるわけですが、今後も財源の適正な管理、確保に努めていただきたいと申し添えて、決算審査への意見といたします。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、議案第2号、令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、認定できないという立場から討論を行います。

認定できない第1の理由は、指定管理者制度に反対する立場からです。当組合では、ごみ焼却施設の還元施設としてのさわやかプラザ軽井沢の管理運営を指定管理者に委ねています。小さな政府の実現、民間でできることは民間に、民間に委ねればコストが削減されサービスがよくなると、政府の掛け声の下に導入された指定管理者制度は、住民福祉の増進を最大の任務とする地方自治体にとってふさわしい制度とは言えません。当施設のみならず全国の自治体の指定管理者制度の下で働く労働者の多くは非正規の労働者であり、その労働条件は、自治体で働く正規の職員と比較しても決して恵まれたものではありません。また、住民の福祉の分野を請け負っている事業であるにもかかわらず、経営の実態を私たちが把握できないというのも問題です。今、小田川議員からもいろいろ指摘があったのですけれども、質問で示したとおり、当組合の指定管理者の収支は5年連続の赤字です。先ほど小田川議員への答弁、私にもコロナが影響したということでありましたけれども、それ以前から5年間ずっと基本的に赤字が続いているという、この状態。答弁にありましたように2,000万円、5年間増額されているのですよね、指定管理料が。私、これまでも述べてきましたけれども、当指定管理者はかつて水道を使用していたわけですが、お風呂の水は地下水に切り替えたことによって約3,000万円ぐらいの水道料金の削減がされたのですよね。にもかかわらず、なぜこうやって赤字が続く。そして、人件費も大きく増額されているというふうには、収支報告書では見えないのですよね。東京本社の経営で調整がされているのかと思うのですけれども、こういうことを把握する術がないということ、これが問題だというふうに思います。当組合では、先ほども小田川議員が指摘したように、平成20年度の2月に指定管理者が撤退しているのですよね。さわやかプラザ軽井沢の運営に非常に支障を来しているということがありましたので、繰り返すことがないようにしてほしいというふうに思います。

認定できない第2の理由は、組合職員の給与が引き下げられてきたことです。答弁にありましたとおり、この間、組合一般職の人件費は連続的に引き下げられてきました。また、国が示すラスパイレス指数によって、給与の特例による減額措置が令和3年度も実施されました。給与の引下げの根拠にしているラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合の給与水準を示すもので、極めて一面的な

指標にすぎず、給与改定の理由にする法的な根拠もありません。

日本の労働者1人当たりの実質賃金は、1997年と2021年を比較すると年間60万円も減っているのですね。OECD主要国の中で唯一賃金が上がらない国です。コロナ危機に続いて物価急騰と値上げラッシュが暮らしを直撃する中で、公務員をはじめとする労働者の賃金の大幅な引上げが痛切に今求められているというふうに思います。

認定できない第3の理由ですけれども、特別職人件費と議員報酬についてです。市長、市議会議員には、それぞれの市からそれぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されているわけでありまして、それに加えて、さらに当組合からの給与、報酬を支給する理由はなく、市民の理解は得られないというように思います。このお金は、厳しい当組合の財政運営に回すべきではないでしょうか。

最後に、要望を2点述べたいと思います。1点目、都市公園整備事業についてなのですが、答弁では事業費に変更を生じることとも考えられるとあったと思うのですね。しかし、これまで事業費は大幅に増額されてきた経緯があります。この事業は、当初この事業が始まったときは、地元の方から大風呂敷を広げた計画とも言われまして、概算事業費がおよそ74億円だったのですね。このような計画だったら、私たちは当然賛成できなかつたわけですけれども、これが見直しされて当初約15億円の事業費に縮小されたので、私は賛成したのです。しかし、それもこの後17億円から20億円に増額されたということがありまして、その段階で私はこれに反対しました。ですから、今後多少の変動があったとしても、多額の変更は認められないということを書いておきたいと思います。

2点目、さわやかプラザ軽井沢の会計についてです。新型コロナウイルス感染症のような不測の事態における損失補償は、仕様書でどうなっているのか。先ほど小田川議員は協定書を御覧になっているということだったので、私もそれ拝見した上で、こういう不測の事態のときの損失補償の在り方についてはきちんと説明を受けたいと思っております。その一部返還金349万113円は、指定管理者の収支報告書には計上されていないわけですけれども、それは本社から直接当組合へ下りてきたということなのでしたね。雇用調整助成金やその他の助成金があると思うのですが、これらの扱いが一体どうなっているのか。損失補償が収支報告書に載っていないで直接下りてくる、これは一体どういうことなのかということについても後ほどお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌谷谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第5、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市、日本共産党の日下です。一般質問を行います。

国の地球温暖化対策、2050年温室効果ガス実質ゼロ、カーボンニュートラルや昨年6月制定されたプラスチック資源循環促進法によって、日本の廃棄物行政に焼却中心からごみの減量・資源化優先への流れが大きく強まっています。プラスチックの大量生産、発電効率アップを奨励するような多量のプラスチックごみ焼却処理は、地球温暖化を加速させ、プラスチックをはじめ、ごみの大量発生を促進しています。気候危機の諸事象は極めて深刻であり、残された時間が限られている下で、自治体、市民は、従来型のごみ行政から新しい方針に切り替えるためにどのように考え行動すべきかが、大きく問われています。

そこでごみ処理事業について3点伺います。1点目、令和3年度のごみ処理事業及びこの間のごみ処理事業について、基本計画が掲げる目標に対し、現状の評価及び今後の目標達成への取組について見解を伺います。

2点目、2021年6月に制定されたプラスチック資源循環促進法に対する取組です。ごみ発電の効率化を図るための廃プラスチック焼却は、CO₂を多く排出させ、地球温暖化を加速させます。また、プラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄が、河川、海洋ごみの大量発生など、危機的な環境破壊を招いています。この問題では、まず国が、製造、利用事業者に対して、発生源対策を取るよう、製造者、排出者責任制度の法制化が求められています。同時に住民と自治体が協力して、一日も早くプラスチックごみの発生抑制を基軸に据えた排出削減及び資源化をそれぞれの地域で進めていくことが重要になります。当組合は、どのように推進していくのか伺います。

3点目は、ごみ処理事業の共同化についてです。鎌ヶ谷市と柏市のごみ処理共同化の解消についての進展について報告を求めます。

以上、ご答弁ください。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、ごみ処理事業についてお答えいたします。

お尋ねは、一般廃棄物処理基本計画の目標に対する評価と今後の取組でございました。令和3年度のごみ処理事業と一般廃棄物処理基本計画の目標に対する評価につきましては、排出原単位、総資源化率、最終処分量の3項目によりお答えいたします。

ごみ総量を人口で割り返した1人1日当たりの排出原単位は、基本計画で定めた令和3年度の目

標値768グラムに対し、実績は798グラム、総資源化率は、目標値24.9%に対し19.3%、焼却灰の最終処分量は、目標値3,166トンに対し3,546トンとなり、いずれの項目も未達成の状況でございます。

新型コロナウイルス感染症によるごみ量の増加などの影響により、目標達成は難しい状況でございます。

今後の取組につきましては、構成団体と協働によるごみ減量化などに向けた広報紙の掲載、排出方法の適正化、資源化の啓発をはじめ搬入物検査等による事業系ごみの減量化に向けた取組を継続的に実施してまいります。

次に、2021年6月に制定されたプラスチック資源循環促進法への取組につきましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、市町村に対して廃棄物となった製品プラスチックの分別収集を行うことによるリサイクルの促進を努力義務として求めていることから、本組合としましては、さらなる循環型社会の形成や脱炭素化に向け、今後の製品プラスチックの分別収集の検討を進めてまいります。一方で、製品プラスチックを分別収集することで増加が見込まれる自治体の収集や中間処理のコストに対し、国の財政的支援がどの程度望めるか、また実際に事業を開始するには分別収集の対象区分をどのように変更するか、中間処理をどこで誰がどのように行うかなど、様々な検討すべき課題がございますので、引き続き本組合の実情に適した処理の在り方を慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、鎌ヶ谷市と柏市のごみ処理共同化の解消につきましては、平成30年8月に柏市より鎌ヶ谷にごみの共同処理解消を前提とした協議の申入れがなされたと同っております。その後、両市からは、協議の開始に当たり清掃工場の地元の皆様や関係者などへの説明に着手すると伺ってございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で説明会ができずにいるとのことでもございました。そのような中、柏市からは、令和4年2月13日に柏市職員による地元関係者への説明会を実施したと同っております。また、令和4年7月16日に柏市及び鎌ヶ谷市の両市長出席の下、鎌ヶ谷市軽井沢地区の住民へも説明会が行われ、当組合職員もオブザーバーとして出席いたしました。当組合としましては、このような状況を踏まえて、両構成団体が共同処理に関する協議の開始に合意される状況を引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 再質問を許します。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、1点目のごみ処理事業について、2点伺います。1、ごみ減量化への取組は、新型コロナウイルス感染症による影響があったとはいえ、従来の取組の延長線上では目標の達成は困難ではないでしょうか。全国の先進から学んで抜本的な対策を立てた取組が求められているのではないのでしょうか。

2、その一つとして、食品廃棄物への取組は重要ではないのでしょうか。食品廃棄物は、8割以上

が水です。燃やすためには多くの燃料を必要とします。今国内外で食品ロスを減らそうという運動が広がり、日本でも食品ロスの排出量を2030年までに2000年度比で半分にするということが決められ、食品の分野でも3Rの流れが強まっています。とりわけ家庭系食品廃棄物に関しては、現状では減量、リサイクルの取組が遅れているだけに、自治体の取組の強化が求められています。対策はどうか。

3点目に取り上げたごみ処理事業の共同化についてです。柏市と鎌ヶ谷市が行ったクリーンセンターしらさぎでのごみの共同処理の解消に向けた協議に関する地元説明会での確認された内容について、当組合の議会として確認したいと思いますので報告をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。お尋ねは3点ございました。

初めに、1点目のごみ減量化への取組につきましてお答えいたします。令和3年度時点では、コロナ禍による住民の行動変容によって、ごみの排出動向に変化が生じていることなどにより、基本計画で定める3つの目標値に対して、いずれも未達成となっていることから、引き続きごみ減量化に向けて現行計画の施策と目標を継続して取り組むとともに、全国の先進的な自治体の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の食品廃棄物の減量対策につきましてお答えいたします。食品廃棄物への対策もごみ減量化に向けた施策として有効な手段であると考えており、食品ロスの削減に関する手法及び事例等の情報発信、生ごみ処理容器購入費の補助、生ごみの水切りに関する呼びかけを強化するなど、構成団体との協働により、引き続き排出抑制に関する施策を推進してまいります。

最後に、3点目のごみの共同処理の解消に向けた協議に関する地元説明会で確認された内容につきましてお答えいたします。地元説明会では、鎌ヶ谷市からはごみの共同処理に関する協議の開始に至った経緯と合意項目（案）についての説明と、柏市からは柏市からお伝えしたいことについての説明がございました。

鎌ヶ谷市から説明された合意項目（案）につきましては5点あり、1点目は、ごみの共同処理に関し、その解消を含めた協議を開始すること。2点目は、クリーンセンターしらさぎの基幹的設備改良工事後、少なくとも15年間は安定的な稼働は担保し、その後のしらさぎの使用についても鎌ヶ谷市の意向を尊重し、協議すること。3点目は、しらさぎが稼働する間は共同処理を原則とするが、柏市がしらさぎ以外の清掃工場での対応が可能となった場合の共同処理の在り方については、柏市の意向を尊重し、協議すること。4点目は、両市は互いにこれまで締結した協定等について、引き続き遵守すること。5点目は、合意項目に定めのない事項については、両市で協議することの説明がなされました。

次に、柏市からお伝えしたいことにつきましては4点あり、1点目は、両市で協議を進める際は、沼南町時代からの長年にわたる経緯を踏まえ、地元住民への負担とご迷惑をかけてきたことを念頭に、誠意を持って進めること。2点目は、今回の両市の協議対象はごみの共同処理であり、し尿の共同処理は当面は継続していくこと。なお、ごみの共同処理の在り方については、今後沼南地域の住民のご意見等を踏まえ、鎌ヶ谷市と正式協議を進めていくこと。3点目は、今後15年間の安定稼働を目的としたクリーンセンターしらさぎの基幹的設備改良工事には応分の負担をし、関係する両市の住民のごみ処理に支障が生じないようにすること。4点目は、当組合が行う公園等の周辺整備事業については、引き続き履行に向け尽力し、計画どおり進むよう努めることについて説明がなされております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 再々質問を許します。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 答弁は結構ですが、意見だけ述べさせていただきたいと思います。ごみ処理事業及び共同化の解消について意見を述べたいと思います。日本のごみの焼却率は世界でも断トツに高く、ごみの約8割を燃やしています。日本の一般廃棄物の総排出量は、長期的には減少傾向にありますが、2010年度以降、国の高効率ごみ発電誘導策の誤った行政指導によって減少幅が鈍化しています。このような中、政府は5月21日の衆議院環境委員会において、焼却施設数と処理能力がさらに適正かつ合理的な規模となるように、サイズが小さくなっていくように、国としても取り組んでいきたいと答弁しました。政府は、これまでごみ大型焼却炉建設、高効率ごみ発電、現状に合わない広域処理の推進などを進めてきました。柏市の南部清掃工場の建設もその一例です。

平成13年に建設着工された南部清掃工場は、平成27年には柏市の人口が44万3,000人に達するという人口予測の下、今では稼働していない灰溶融炉の施設の伴った建設費、用地費、周辺整備費、20年間の長期委託費、総額約470億円を投入しての事業でした。もとよりこの建設には多くの反対の声があったのですが、平成25年度の包括外部監査において、南部清掃工場のごみ処理施設の処理能力は、現在の柏市のごみ処理量を大きく上回ると指摘されるに至ったのです。南部清掃工場というのは、柏市の清掃工場のごみ処理施設ですね。今後日本のごみ焼却施設が、ごみの減量化を強力に進めていく上でも規模を縮小していくことは不可欠の課題になっています。今回の柏市と鎌ヶ谷市のごみの共同化の解消が、ごみの減量化促進、施設の縮小に役立つのであれば、私は賛成します。また、現象として、離脱するほうは負担が軽くなり、残るほうは負担が重くなるわけですが、そのようにならないよう構成市全体がよい結果となったとなるように、熟慮の上に協定が結ばれることを望んでいます。

以上。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。
これもちまして、令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。
慎重審議大変にご苦労さまでした。
以上もちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時32分 閉 会